

2006年10月16日

埼玉県知事 上田 清司 様
埼玉県教育長 島村 和男 様

埼玉県学童保育連絡協議会会長 薄井 俊二

2007年度県予算等に関する要望書

県知事、県教育長、並びに担当各部局の皆様には、日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

働く女性が増え続け、一方で子どもたちをめぐる環境が悪化している中で、学童保育に対する需要と期待はますます高まっています。

埼玉県は2004年3月、全国に先駆けて、学童保育（放課後児童クラブ）の保育内容と施設等に関しての最低基準とも言える「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。昨年度からは、次世代育成支援対策推進法に基づく「埼玉県子育て応援行動計画・埼玉県子育てコバトンプラン」がスタートしました。私たちは、「コバトンプラン」の基本理念「子どもを安心して生み、育てることができ、子どもがいる幸せを誰もが実感できる社会づくり」の達成の一翼を担うべく、努力を進めたいと考えています。

私たちは、共働き・母子父子家庭など必要とするすべての保護者が安心して子どもを託すことができる学童保育が居住する地域・学区に設置されること、そしてその学童保育においては、子どもたち一人ひとりが、居場所と実感できる生活の場が保障されることをめざして、よりよい学童保育づくりに努力してきました。

しかし県内の学童保育は、まだまだたくさんの課題を抱えています。

すべての小学校区に対応するだけの学童保育がない（小学校831校中798ヶ所、設置率＝96.0％。学童保育の箇所数は弊協議会調べ）。

生活の場にふさわしい施設・設備となっていない学童保育が多数ある。特に、集団活動の適正な規模を著しく越えた「大規模化」が目立っている。

子どもの生命と生活を守り親たちの生活を支援する指導員の雇用・労働条件が安定したものとなっていない。

必要としているにも関わらず入所できない児童（障害児、高学年、低学年でも待機児）がいる

大多数の民間（共同）学童保育が厳しい財政運営を余儀なくされている 等など。

本県は、私たちの願いに応えて、国の法制化に大きく先立つ1973年、常勤に値する指

導員2名を配置する単独施策を誕生させ、市町村に対して学童保育づくりを促してきました。以降、障害児施策、障害児学童保育施策（養護学校放課後児童対策事業）など新たなニーズに対応する施策を発足させるなど一貫して学童保育充実のために努力してきました。1997年の法制化は、こうした本県を始めとした自治体の動きに国がやっと追いついたものと言えます。2004年3月の「放課後児童クラブ運営基準」策定もまた、全国的に注目されるとりくみでした。

ところで政府は、来年度から市町村に対して「放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため…全小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）」を策定することを求めています。私たちは、「放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所」をつくることにまったく異論はありませんが、目的・役割が異なる2つの事業を「一体的…実施」、ひいては「一体化」を進めるということについては反対せざるを得ません。何故なら、全国のいくつかの市区町村において、学童保育事業が「放課後子ども教室推進事業」と同趣旨の「全児童対策事業」に吸収され（なくなり）、学童保育を必要としている子どもが実質的に排除されている事実があるからです。

学童保育“先進県”である本県が、上記の課題の解決のために、また、国の「放課後子どもプラン」が子どもの最善の利益に役立つ形で正しく進められるように、実施主体である市町村とも協力して努力されることを強く希望するものです。

以上の趣旨をご理解いただき、2007年度県予算編成において下記の諸事項を実現していただきますようお願い申し上げます。

記

■ 埼玉県は2004年3月、学童保育の最低基準とも言える「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。実施主体である市町村において、「運営基準」の内容が実現できるよう、下記の点で、県の学童保育施策（放課後児童健全育成事業）の改善を図って下さい。

1. 学童保育（放課後児童健全育成事業）予算について、
 - (1) 学童保育はまだ増え続けています。対象数の増加を確実に盛り込んでください。
 - (2) 「運営基準」は、指導員体制について、「指導員の仕事と役割から、運営形態に関わらず常勤指導員を複数配置することが望ましい」と明記しています。指導員の安定した労働条件が確保できるよう1ヶ所あたりの補助基準額を増額してください。
 - (3) 民間と比べて低くなっている公営の補助基準額を民間並みに改善して下さい。

2. 要望のあるすべての市町村・小学校区に学童保育がつけられるようにするために、下記の施策を講じてください。

- (1) 学童保育を単独で建てる場合の国庫補助である児童厚生施設等整備費を活用できるように予算化を図るなどして下さい。
- (2) 同時に、余裕教室の学童保育施設への転用を促すため、および障害児を受け入れる際に既存施設の改修が図れるよう保育環境改善等事業費(新・放課後子ども環境整備等事業費)を活用できるようにして下さい。
- (3) 設備費(備品の購入等)補助(新・放課後子ども環境整備等事業費)を予算化して下さい。
- (4) 民間施設を借用している学童保育への家賃補助を予算化して下さい。
- (5) 県教育局として学校施設等を学童保育の専用施設(室)として活用できるように、文部省教育助成局長通知などにもとづき、市町村教育委員会に対して積極的な指導を行ってください。

3. 指導員の研修の機会を保障するために、「放課後児童指導員研修会(学童保育指導員学校)」を引き続き弊協議会と共催で実施し、かつ内容もさらに充実させてください。

4. 大人数の学童保育が増え、児童の生活に支障を来しています。「運営基準」は、「集団活動を指導できる規模は、40人を限度とする。41人以上を越えている場合には、複数の集団活動ができる体制をとることが必要である」と明記しています。

- (1) 2クラス制など「複数の集団活動ができる体制を」とった場合、それぞれに補助金が支出できるようにして下さい。
- (2) 学童保育施設を適正規模を確保するため、市町村に対して分離・独立を進めるようはたらきかけてください。

5. 障害のある児童の受け入れをさらに進めるために、

- (1) 指導員人件費補助は、国庫補助基準額(1,683,000円)が支出できるように改善して下さい。
- (2) 2003年度に県施策が改善されて障害児1人に担当指導員1人を加配できるようになりました。しかし、「障害児6人以上で指導員2人の加配」については現状のままです。最低、「障害児4人以上で指導員2人の加配」という基準に改善して下さい。
- (3) 障害児の学童保育への送迎を支援する制度を整備して下さい。または、既存の制度が利用しやすくなるように支援して下さい。

6. 学童保育が加入する賠償責任保険の保険料への補助を、障害児のいる学童保育だけでなく、すべての施設で実施して下さい。

■ 障害児学童保育事業(養護学校放課後児童対策事業)について、以下の点で改善を図ってください。

1. 箇所数・児童数が増えたところがもれなく補助対象となるように予算化を図って下さい。

2. 指導員の人件費基準単価(現在、1,683,000円)を改善して下さい。

3. 障害児数に対する指導員の配置基準を実態に見合った形で改善を図ってください。具体的には、

(1) 現在、「その他」の児童6人に指導員1人」を、「児童3人に指導員1人」と改善して下さい。

(2) 常時、指導員の介助を必要としている児童()については「児童1人对指導員1人」として下さい。

注 常時、指導員の介助を必要としている児童とは、例えば、知的障害と身体的障害が重複している児童、肢体不自由の児童、重いてんかんを負っている児童、多動の児童等を想定しています。

4. 指導員の健康診断費を予算化して下さい。

5. 人件費以外の運営費に対する補助を新設して下さい。

6. 現在、施設・設備は一部の学童保育を除いて保護者の負担となっています。

- (1) 施設・設備に関する施策・補助を設けて下さい。
- (2) 市町村に対して、施設に対する施策や支援をはたらきかけてください。

7. 教育局特別支援教育課として下記の点でより積極的な関わりをお願いします。

- (1) 障害児学童保育の意義と活動内容を各養護学校に対して伝え、協力を呼びかけて下さい。
- (2) 養護学校と障害児学童保育とが日常的に情報交換を行える場をつくれるようにご協力下さい。
- (3) 学校内の施設・教室などを学童保育の活動場所として利用できるように、ご協力下さい。

8. 障害児学童保育にとって送迎用車両は必須のものです。自動車取得税、自動車税が減免できるように自動車税事務所にはたらきかけて下さい。

■ 「埼玉県子育て応援行動計画=子育てコバトンプラン」の達成のために児童関連予算の抜本的な増額を

同プランには、「次世代育成支援のための新たな財源の確保や施策の提案についても議論していきます」とうたわれています。保育所や学童保育等の施設や職員を伴う事業は費用を伴うものです。また、コバトンプランのめざす少子化克服を真に達成しようとするれば、児童にかかる予算を抜本的に増やしていく必要があります。そのために県を上

げでの努力を進めて下さい。

■ 「放課後児童クラブ運営基準」に関する要望

1. 県として
 - (1) 「運営基準活用促進事業」の拡充を図って下さい。
 - (2) 「運営基準」そのものの改善・見直しを進めて下さい。

2. 県として市町村に対して、「運営基準」の周知と「運営基準」に沿った改善を進めていくようはたらきかけて下さい。
 - (1) 市町村に対して「運営基準」に照らした点検を引き続き行って下さい。
 - (2) すべての市町村が「運営基準」にもとづいて「改善計画」を策定するようはたらきかけて下さい。
 - (3) その「改善計画」にもとづいて、「運営基準活用促進事業」等も活用して、具体的な改善を進めるようはたらきかけて下さい。

3. 国に対して「放課後児童クラブ運営基準」の策定をはたらきかけて下さい。

■ 「放課後子どもプラン」に関する要望

1. 県として国に対して、「放課後子どもプラン」の具体化に当たっては、「地域子ども教室推進事業（新・放課後子ども教室推進事業）」と学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の「一体的」ではなく、それぞれの事業がその目的・役割にそって拡充され連携が図られる内容となるようはたらきかけて下さい。

2. 県としても同「プラン」の具体化は、福祉部と教育局とで十分に連携し、また、弊協議会も含めた関係者の参加のもとに進めて下さい。

3. 市町村に対しても同様な考え方で進めるようはたらきかけて下さい。

■ 厚生労働省に対して、同省が来年度の概算要求として提示している要求内容が実現するようはたらきかけて下さい

■ 「指定管理者制度」問題に関する要望

従来、学童保育事業を「業務委託」の形態で実施していた市町村の中には、あえて条例制定・変更をして「指定管理者制度」を導入する地域があります。その多くは保護者会や保護者会を母体とするNPO法人等が運営主体となっています。

学童保育事業は、児童の成長を支援する恒常的な営みであり、3年ないし5年程度で再度実施先を選定するしくみを持つ同制度の導入によって、安定した運営・経営は極めて困難となり、結果的に児童処遇に影響を及ぼしかねません。

県として市町村に対して、重大な制度変更を行う場合は、住民の意向を尊重すること、また住民に対して説明責任を果たすことを徹底してください。

以 上